

美幌町法令遵守の推進に関する条例について

1 条例制定の背景、目的

自治体職員は、法令を遵守し、職務を公正に執行しなければなりません。しかし、残念ながら自治体職員の不適切な職務の事例は後を絶たず、これを防ぐためにも、法令の遵守及び倫理の保持について、組織的に取り組む体制を整備する必要があります。

このような全国的な動向を受けて、本町においても、町政における法令遵守の推進を図り、町民の信託に応える町政を確保するために、公益通報の手續及び外部からの不当要求行為に毅然と対処する体制を整備し、職員の職務の公正かつ誠実な執行に資する措置を講ずるものとして、この条例を制定しました（平成 27 年 3 月制定、同年 6 月施行）。

2 自治基本条例との関係

美幌町自治基本条例第 43 条は、行政運営における違法又は不当な事実を職員が放置せず隠蔽せず、適法かつ公正に運営すべきことを確認し、公益通報（内部告発）をした職員が不当な扱いを受けることのないよう、必要な規定の整備を求めています。

これを受けて、自治基本条例を生きた条例にするための『アクションプラン』（平成 26 年 4 月版）は、「⑭公益通報制度の創設」において、法令の遵守を総合的に推進するための条例の制定を計画に掲げていました。その結果が、この条例です。

3 条例の構成

条例は、地方公共団体に求められる法令の遵守を確保する具体的な手段として、次の 3 つの制度の整備又は原理原則の確認を柱とするものです。

- （１）内部の違法行為に係る公益通報（内部告発）制度の整備
- （２）外部からの不当要求行為に対し、専門的な知見に基づく対応を可能とする体制の整備
- （３）関係法令に基づく職員等の倫理原則の確認

そして、公益通報制度と不当要求行為に対応する体制を実効あるものとするために、法的専門知識を有する外部人材を附属機関の委員として任命し活用する仕組みを取り入れています。

4 条例の骨子

1 総則、職員の倫理原則

- （１）条例の目的、用語の定義（１条～２条）
- （２）職員の倫理原則、町の執行機関の責務（３条～４条）
- （３）法令遵守審査会（外部委員会）の設置等（５条～６条）

2 公益通報制度（職員等からの内部告発）

- （１）公益通報の方法、事前相談（７条～８条）
- （２）公益通報事実の調査（９条～１１条）
- （３）審査会の審査及び是正勧告等（１２条）

(4) 町の執行機関による是正措置等 (13 条)

(5) 公益通報者等の保護 (14 条)

3 不当要求行為に対する措置

(1) 要望、提案等に対する基本原則 (15 条)

(2) 不当要求行為に対する措置等 (16 条、18 条)

(3) 不当要求行為に関わる職員等の保護 (17 条)

4 その他

(1) 運用状況の公表 (19 条)

(2) 規則への委任 (20 条)

5 条例に基づく制度の概要図

